

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・
プライベート・リミテッド

インド投資環境レポート3月

<インドでの最近の動向>

労働省が農業労働者の最低賃金を引き上げ

労働・雇用省は農業労働者と鉱山労働者の最低賃金を引き上げた。これらの最低賃金率は、請負業者と契約している従業員にも適用される。州政府が規定する賃金率が中央政府の定めた賃金率よりも高い場合、前者が最低賃金率とみなされる。

スタートアップ企業が2016年にPE/VC取引の70%を占める

スタートアップ企業は、2016年プライベート・エクイティ（PE）とベンチャー・キャピタル（VC）取引に最大の貢献をし続けている。最大で25億ドルの投資を受けており、取引量の70%を占めている。しかしながら、今年のスタートアップ企業の投資価値は50%以上低下してしまった。

2月の鉄鋼輸出量は150%増、輸入量は46%減

2月の鉄鋼輸出量は150%増、輸入量は46%減となった。反ダンピングを含む貿易救済措置を講じ、政府が国内の鉄鋼産業に広範な支援を行っている時に輸出量が増加する。2月の鉄鋼消費量は、2016年の2月に比べてわずか3%の増加に過ぎなかった。

タタ・モーターズ、フォルクスワーゲンと共同で自動車部品、車両コンセプトを開発

ドイツのフォルクスワーゲン・グループは、タタ・モーターズ社との共同開発による製品や車両コンセプトの開発に関する覚書(MOU)を締結した。フォルクスワーゲン・グループのSkoda Auto ASは、ドイツの自動車グループのためにプロジェクトに参加する予定である。初期段階では、特定の市場知識や地域開発の専門知識の適用について取り組む予定だ。

内閣が4つのGST法案を承認

連合内閣は、2017年7月1日までに最大の間接税制改革を導くであろう、重要な4つの物品・サービス税（GST）法案を承認した。この4つの法案はそれぞれ、中央GST法案、統合GST法案、連邦直轄領GST法案、補償法案を指している。議会の前にGST法案が提示される準備は整っているものの、最終的な運用ルール、製品およびサービス税率は、物品・サービス評議会によってまだ決定されていない。

輸出量は2月に2桁成長を記録

インドの商品輸出量は、工製品の47%の増加と国際需要の改善を背景に、2月に2桁の伸びを記録した。2月の輸出量は前年比17.5%増の245億ドルだったが、輸入量は21%増で前年同時期の65億ドルから88億ドルに増加した。今年度は輸出量が6ヶ月連続で増加したものの、2桁の伸びは2014年6月以来である。

インド、国内線の利用者が世界3位となり、日本が4位に後退する

インドの航空業界は、国内航空需要の増加が追い風となり、新たな飛躍を遂げている。インドは現在世界で最も急速に成長している航空市場で、数ヶ月間にわたり国内線利用者数が世界で3番目に多く、今まで国内線利用者数が世界で3番目に多かった日本は4番目に後退した。2016年はインドの国内線利用者数が1億人に達し、日本の9,700万人を超えた。

インド、電気の純輸出国に

インドは初めて電気の純輸入国から純輸出国に転じた。今年度(2016年4月から2017年2月)、インドはネパール、バングラデシュ、ミャンマーに電気約5,798百万ユニットを輸出しており、ブータンから約5,585百万ユニットを輸入している。ここ3年間でネパールとバングラデシュへの電気の輸出はそれぞれ2.5倍と2.8倍に増加した。

<インドの規制環境> 2017年年度インド税制に関する改正

2017年2月に2017年度のインド政府予算に基づき2017年度のインド税制改正が公表されました。間接税はGSTの導入直前ということもあり大きな改正点はありません。本稿では直接税の主要な改正について説明する。

1. 法人直接税

今回の税制改正により2016年度の売上高が5億ルピーを超えない小規模会社においては、2017年度において25%の優遇税率の適用が可能となりました。詳細は以下の図表の通りとなる。

図表：法人所得税実効税率

区分	課税所得			特別税率
	INR1 億超	INR1 千万超 INR1 億以内	INR1 千万以 内	
内国法人				
小規模会社、 新規設立製造会社	—	—	—	25.75%
その他の内国法人	34.608%	33.063%	30.900%	—
外国法人	43.260%	42.024%	41.200%	—

※実効税率は、基本税率に追加税および教育目的税等が加味されている。

(2) 個人所得税

個人所得税に関しては、課税所得 25 万ルピー超 50 万ルピー以内の区分の適用税率が 10%から 5%に引き下げられ、一方で課税所得 500 万ルピー超 1 千万ルピー以内の課税所得に対しては 10%の追加税が新設されました。高齢者以外の個人に対する所得税の実効税率は次表のとおりとなる。

図表：高齢者以外の個人に対する所得税の実効税率

段階税率 の区分	課税所得		
	INR1 千万超	INR500 万超 INR1 千万以内	INR500 万以内
25 万ルピー以内	免税	免税	免税
25 万ルピー超、 50 万ルピー以内	5.9225%	5.665%	5.15%
50 万ルピー超、 1 百万ルピー以内	23.69%	22.66%	20.6%
1 百万ルピー超	35.535%	33.99%	30.9%

※実効税率は、基本税率に追加税および教育目的税等が加味されている。

3. 国際税務

① 過大支払利息税制の導入

今回、インド政府はいわゆる過小資本税制の一つと考えられる過大支払利息税制を導入した。インド法人またはインド国内の外国法人の恒久的施設がインド国外の関係会社から借入れを行い、その利息の支払いが 1 千万ルピーを超える場合、課税所得計算上において、利息、税金、減価償却およびその他の償却控除前の利益の 30%を超えて損金に算入することができない。損金に算入することができなかった支払利息は、その後 8 年間繰り越し、その間本規制に従い段階的に損金に算入されることが可能です。なお本規制の対象債務には、関係会社からの借入れだけでなく、黙示的もしくは明示的に貸手に対して保証を行っている、もしくは貸手に対して対応する資金を預け入れている場合は、関係会社からの債務とみなされることに留意する必要がある。

②移転価格に関する第2次調整コンセプトの導入

インド税務当局よりインド法人が移転価格上の指摘を受け、当該指摘が確定した場合、インド法人は確定申告書を修正することが必要となり、これを移転価格上の第1次調整という。OECDが公表する移転価格ガイドラインに従うと、第1次調整が行われた場合、インド法人の課税所得と現金預金勘定の不整合が生じるため、これを取り除き、インド法人と相手先の関係会社間の実際の利益の配分を反映させるためにインド法人と関係会社の双方で会計記帳の調整を行うことが必要であり、これを移転価格に関する第2次調整という。

今回、インド政府は当該2次調整のコンセプトを導入した。第1次調整が①納税者の申告書により行われる場合、②税務担当官により指摘され、納税者により受け入れられた場合、③事前確認制度により行われる場合、④セーフ・ハーバー・ルールⁱⁱにより行われる場合、または⑤租税条約の相互協議により行われる場合に、第1次調整により所得が増加または損金が減少した金額について、相手方関係会社から現金預金の返還が一定の期間内に行われない場合、前渡金とみなし、それに対応する利息を所得として一定の方法により認識する必要があります。なお、実務上の細則は今後公表されると考えられる。

なお、第1次調整額が1千万ルピーを超えない場合または第1次調整が2016年4月1日以前に開始する賦課年度に関するものである場合には対象とはならない。

ⁱ 新規設立製造会社は、2016年3月1日以降に設立された製造会社であり、税制上の優遇処置等を享受していない会社として所得税法で定められた会社をいう。

ⁱⁱ セーフ・ハーバー・ルールとは予め税務当局が定めた一定の指針に基づいて行われる限り、違法と判断されない範囲のことをいう。